

# 原告団

ニュース117号

目次	裁判報告・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	首都圏連続講演会報告・・・・・・・・	7
	4・9反核燃の日全国市民集会報告・・・	8
	4・9反核燃の日全国集会にむけて・・・	9
	自民党改憲草案批判 寄稿・・・・・・・・	10
	核燃などを巡る動き・・・・・・・・・・	11
	お知らせなど・・・・・・・・・・	12

次回裁判 2018年9月14日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議  
 午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

## 裁判報告

代表(弁護士) 浅石 紘 爾

### 1. 核燃を取り巻く情勢

#### (1) 活発化してきた全量再処理路線の修正

① 本年1月に、関西電力が管内の使用済燃料をむつ市の中間貯蔵施設(リサイクル燃料備蓄センター(RFS))に搬入保管する方針を固めたとの報道がなされました。

に至らなかった。そこで目をつけたのが、東京電力と日本原電(Jパワー)が建設・計画の上記センター(2棟で貯蔵容量5000トン)でした。このセンターは3000トンの施設が完成したものの、東京電力と日本原電以外の使用済燃料を受け入れないということが、地元むつ市の意向です。ですから、関電の勝手な方針に対してむつ市長が怒りあらわに受入れ反対したのです。これを許すとむつ市が関電だけでなく、全国の原発から出る使用済燃料の中間貯蔵場とされ、事実上の最終処分場化されるおそれがあるからです。

② 現在国内には原発サイト及び六ヶ所再処理工場に約1.8万トンの使用済燃料が存在しますが、貯蔵能力は約2.4万トンで限界に近づいており、このままでは、原発の稼働に支障をきたす。そこで、中間貯蔵場捜しが、活発化してきたのです。加えて、直接処分策も選択肢の一つとして検討されています。このことは、全量再処理路線からの撤退、部分再処理路線への修正が行われていることを意味します。その背景には、六ヶ所再処理工場の竣工遅れ、再処理技術の未熟性などの不安定要素が考えられます。

もんじゅが廃炉となり、使用済燃料が累積

### 候補地選び難航

関西電力の原子力発電所から出た使用済核燃料を一時保管する中間貯蔵施設の候補地選びが難航している。今年1月、青森県むつ市の中間貯蔵施設が候補地として浮上したが、地元からは反発の声が上がる。関電の原発が集中する福井県の意向で、候補地は「福井県外」が大前提。関電は年内の候補地公表を目指す。先行きは見通せていない。青森県むつ市の中心部から車で約20分国道を進むと、物々しい

### 中間貯蔵施設

エンスが見えてきた。四角い建屋がそびえ立つ。東京電力ホールディングスと日本原子力発電が出資する「リサイクル燃料貯蔵(RFS)」が建設する中間貯蔵施設だ。貯蔵能力は約3000トン。将来は約3000トン。将来的には2棟目の建設計画もある。

### 「浮上」のむつ市 反発

2018.3.22 毎日新聞

関西電力は福井県にある原発内の使用済燃料の保管場所を県外に求めていたが適地取得

する中で、経産大臣の諮問を受けた「エネルギー情勢懇談会」が2018年4月10日提言を出しました。その中には、核燃の辺の字も再処理の辺の字も出てきません。今夏に発表予定の新エネルギー基本計画が、使用済燃料の処理・処分問題にどのように対応するのかが注目されます。

## (2) 再処理の適合性審査再開

トラブル続発が原因で中断していた規制委の審査が、日本原燃の最終的補正書提出を受けて、4月4日再開決定されました。

規制委は「もう一度起きれば、原燃にとって致命的なことになる」とのコメントを発表しましたが、2度あることは3度あるのが世の習い。3度目のトラブルが起きた時は、審査は中断ではなく中止すべきであり、上記発言がパフォーマンスに終わらないことを祈るばかりです。

## 2. 再処理裁判

2つの準備書面を陳述しました。

### (1) 準備書面(157)―広い撓曲崖を形成する

#### 六ヶ所断層

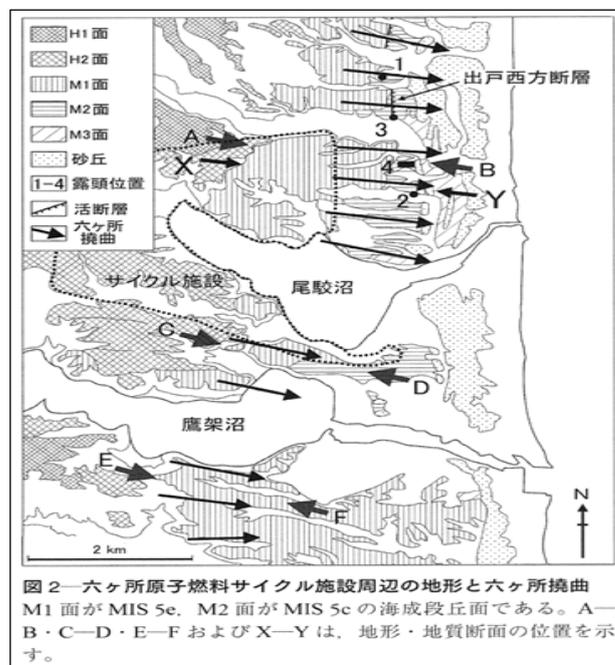
原子力資料情報室の上澤さんが、渡辺満久東洋大学教授の論文とレクチャーを基に作成し、陳述しました。

#### ① はじめに

原告らは、六ヶ所再処理工場敷地の東側に分布する12万～13万年前につくられた本来ならば水平であるはずの海成段丘面が、東西幅約1kmの帯状の部分で東側（海側）に角度を強めながら傾き下って変形している地形＝撓曲帯が存在していることから、その撓曲帯の地下深部に南北にのびる逆断層（六ヶ所断層）が示唆され、しかも、その逆断層が下北半島東側海域に南北にのびる大陸棚外縁断層とつながっている（すなわち、大陸棚外縁断層が活断層である）ことを、東洋大学の渡辺教授らの研究論文などをもとに主張してきた。

その後も、同教授は調査・研究をすすめ、論文を発表してきた。これにより、これまでの論文でははっきりしていなかった海成段丘構成層の地下構造があらわになり、六ヶ所断層の活動性がいっそうあきらかになった。

#### ② 以下にその要約を紹介する。



ア. 出戸西方断層と六ヶ所断層の変形帯規模の違い

原子力規制委員会は、六ヶ所撓曲を出戸西方断層の活動によるものと考えているようであるが、それは大変大きな誤りである。六ヶ所撓曲は幅1km以上高さ30mであり、変形帯幅10m程度高さ数mしかない出戸西方断層の変形帯とを同一視することはできない。規制委がこれを混同するようでは、適切な安全審査は期待できない。

イ. 日本原燃の記述の矛盾・誤り

なお、日本原燃は、前回図2のC-D付近の地表近くには、前期更新統の砂層がM1面と同じ傾斜で（並行して）堆積しているとしている。前期更新統があまり傾斜していないから、地下の撓曲は活構造ではないということを言いたいらしい。しかし、この砂層を前期更新統とする根拠は何ら提示されていない。断面図を見る限り、この砂層はM1面（海成段丘面）構成層と判断されるべきものである。

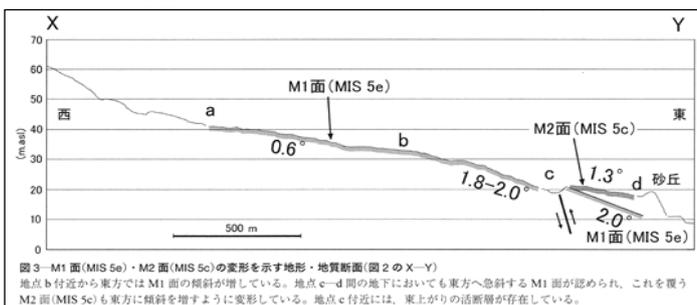
サイクル施設内の前期更新統とされている地層は10～30度程度東へ傾斜していることがあり、M1面の傾斜とは整合しない。これらのことから、この砂層が前期更新統という古い地層であるとは考えにくい。もし、この砂層が前期更新統であると主張するのであれば、その直接的な証拠が提示されなければならない。

この砂層があまり変形を受けていないからといって六ヶ所断層が活動していないことの根拠にはならない（実際には、六ヶ所断層の活動による影響を受けて東側にすこし傾斜が見られる）。

ウ. 六ヶ所撓曲が存在して、どのような形状になっているかの再確認

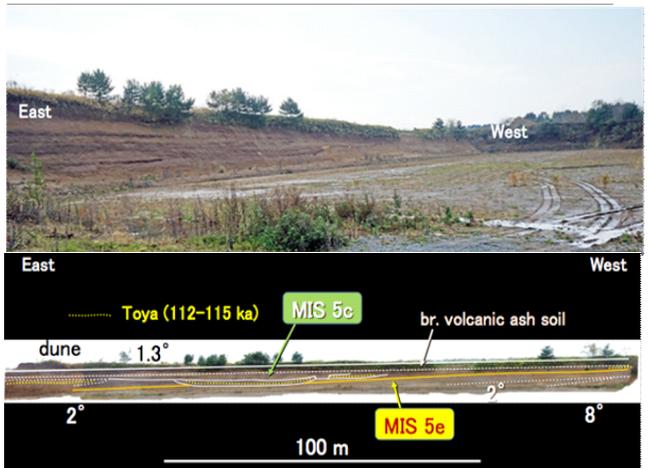
(i) 日本原燃が、出戸西方断層の南端の止めを確認するためにおこなった大きな2つのトレンチ（断層南方延長トレンチ）調査の過程で「出現」した露頭の観察から、六ヶ所撓曲が地下の構造も含めて再確認された。

図2のX-Yに沿う地形・地質断面を図3に示す。この断面のa-bの範囲では、M1面はほぼ水平（0.6度程度東へ傾斜）に分布している。ところが、地点b付近からM1面の傾斜は大きくなり、地点cの西方では1.8～2.0度の傾斜で東へ傾いている。同一の海成段丘面であるにもかかわらず、地点b付近から折れ曲がるように東へ傾斜を増しているのである。日本原燃は、この傾斜を増す部分に段丘崖を設定し、低位の海成段丘面が分布するために高度が低下するとしている。しかしながら、段丘崖や低位の段丘面といった地形はまったく見られない。断面のc-dの範囲では、すでに述べたように、M2面が1.3度の傾斜で東へ傾いている。



(ii) 図3のc-dの区間の地下構造はこれまでわかっていなかったが、図2の露頭4の観察により明らかになった。

この露頭は、北向き東西約200mにわたるものである。



露頭4の南面の写真とスケッチ

③ まとめ

(i) 最後に渡辺教授は次のように、六ヶ所断層の存在と活動性について、客観的な事実を認定した上で「活着している」ことを再確認している。

M1面が東西幅1km程度の範囲で東方向へ異常な傾斜で撓曲しており、M2面にも同様の変形が認められる。この六ヶ所撓曲が確認される地域の地下では、新第三紀層も東へ急傾斜しており、その層理面を利用した逆断層運動も確認されている。これらの事実を総合すれば、活構造としての六ヶ所撓曲を認めなければならないはずであり、撓曲をもたらした大規模な逆断層運動を想定しなければならない

い。

(ii) そして、日本原燃の説明の間違いに気づけない現状の原子力規制委員会の審査能力に疑問を呈し、サイクル施設の安全性をきちんとチェックするためには、活断層の専門家である変動地形学者に十分な協力を求めるべき、と指摘している。

④ 次回裁判までに露頭4の検証申立を行う予定です。

## (2) 準備書面(158)―航空機落下確率評価基準の誤りと本件へのあてはめについて

米軍三沢基地所属のF16が再処理工場近くのむつ小川原湖に燃料タンクを投棄した事件を重視して作成、陳述したものです。その要約を以下に紹介します。

① はじめに

ア. 被告は、従前から、原子力施設への航空機の落下事故について、パイロットによる回避操作が期待でき、原子力施設上空の飛行制限があることから、原子力施設への航空機落下の可能性は低いと主張し、航空機落下確率評価基準を用いて、本件再処理工場について航空機落下を「想定される外部人為事象」として設計上考慮する必要がないとする日本原燃の主張を容認しようとしている。

本準備書面では、近時発生した事故等に基づき、軍用機の飛行中のトラブルの際は回避操作など期待できず、米軍は飛行制限など守らないことから、被告主張の回避操作や上空の飛行制限は本件再処理工場への航空機墜落確率を低減せず、そのようなことを期待する被告の審査基準自体が不合理であること、現在は、被告の審査基準を適用しても本件再処理工場が航空機落下を「想定される外部人為事象」として設計上考慮すべき水準にあることを指摘する。

イ. 回避操作は期待できるか

2018年2月20日午前8時40分頃、F16のエンジンが離陸直後に出火した。

同機は基地北西側の小川原湖に補助燃料タ

ンク2個（空で215kg、燃料1400リットル）を投棄し、約3分後に基地に引き返して着陸した。タンクの投棄地点の周辺では約100隻の漁船がシジミ漁をしており、小川原湖漁協によると、最も近い漁船は約200mしか離れていなかった。

米軍側は「人けのないことを確認し」て投棄したと述べているが、秒速数百mで飛ぶ戦闘機にとっては、投棄のタイミングが1秒程度ズレただけで落下地点は200m以上変わってしまうのである。しかも、眼下の湖に約100隻もの漁船が散在していたのであるから、それを視認した上で漁船に危害を加えずに投棄できると判断したとは考え難い。

20日午前8時40分頃、米軍三沢基地所属のF16戦闘機のエンジンが離陸直後に出火し、機体は安全に基地に引き返して着陸した。同機は湖北側の山間部で補助燃料タンクを投棄したと確認されている。湖に約100隻の漁船がシジミ漁をしており、最も近い漁船は約200mしか離れていなかった。機体も安全に基地に引き返した。在米米、前公使がタンクや油を回収して安全を確認されるまで、湖でのすべての漁を中止する決めた。三沢中吉野村は「漁師が気づいたのは、米F16が湖にタンクを投棄したことが通過した」と話している。防衛省は「同機も三沢基地司令部に安全確認の徹底や再発防止を求める申し入れを行った。同機は三沢基地に帰った。」

20日午前8時40分頃、米軍三沢基地所属のF16戦闘機のエンジンが離陸直後に出火し、機体は安全に基地に引き返して着陸した。同機は湖北側の山間部で補助燃料タンクを投棄したと確認されている。湖に約100隻の漁船がシジミ漁をしており、最も近い漁船は約200mしか離れていなかった。機体も安全に基地に引き返した。在米米、前公使がタンクや油を回収して安全を確認されるまで、湖でのすべての漁を中止する決めた。三沢中吉野村は「漁師が気づいたのは、米F16が湖にタンクを投棄したことが通過した」と話している。防衛省は「同機も三沢基地司令部に安全確認の徹底や再発防止を求める申し入れを行った。同機は三沢基地に帰った。」

離陸直後エンジン出火し、同機は安全に基地に引き返して着陸した。同機は湖北側の山間部で補助燃料タンクを投棄したと確認されている。湖に約100隻の漁船がシジミ漁をしており、最も近い漁船は約200mしか離れていなかった。機体も安全に基地に引き返した。在米米、前公使がタンクや油を回収して安全を確認されるまで、湖でのすべての漁を中止する決めた。三沢中吉野村は「漁師が気づいたのは、米F16が湖にタンクを投棄したことが通過した」と話している。防衛省は「同機も三沢基地司令部に安全確認の徹底や再発防止を求める申し入れを行った。同機は三沢基地に帰った。」

2018.2.21 毎日新聞

こういった事実に鑑み、飛行中のエンジントラブル等の事態があった場合、本件再処理工場の損壊や火災等の被害発生のおそれがあったとしても、十分な回避措置など到底期待できないというべきである。

ウ. 上空の飛行制限は守られるか

2017年12月13日の普天間第二小学校の校庭への米軍ヘリの窓落下事故を受けて、防衛省と在日米軍は普天間第二小を含む全ての学校上空の飛行を最大限、可能な限り避けることを申し合わせていた。

ところが、その5日後、米軍ヘリ3機が普天

間第二小学校上空を飛行し、それを防衛省沖縄防衛局の監視員が目視し、小学校に設置したカメラでも確認した。日本側が司令官に抗議したにもかかわらず、米軍側は、上空の飛行を否認した。

さらに、同年2月23日午後3時半頃、またしても米軍ヘリが小学校上空を飛行し、それを監視員が目視し、小学校に設置したカメラでも確認した。この時は、米軍も上空の飛行を認めた。

米軍は、日本政府との間で、上空を飛行しないという申し合わせをしても、お構いなしに上空を飛行し、日本政府が上空の飛行の事実を目視とビデオカメラで確認していても、上空を飛行した客観的事実を平然と否認するのである。

このような事実からして、米軍が原子力施設上空の飛行制限を守ることを期待することはできず、そのような前提に立つ航空機落下確率評価基準は、基準自体が不合理というべきである。

## ② 航空機落下確率評価基準の本件再処理工場へのあてはめ

### ア. 航空機落下確率評価基準の軍用機落下確率評価方法

被告が福島原発事故後においても引き続き用いている原子力安全・保安院時代に策定された航空機落下確率評価基準においては、自衛隊機または米軍機の落下事故としては、結局のところ、訓練空域外での落下事故の確率のみが考慮されることになり、過去20年間の日本国内の陸地に墜落した事故（海上への落下事故は考慮しない）を自衛隊と米軍について別々にカウントし、1年あたりの落下事故回数を訓練空域以外の国土面積で割り、それに本件再処理工場の「標的面積」を掛けて、自衛隊機分と米軍機分を合算して落下確率を評価することとされている。

### イ. 日本原燃の評価

日本原燃は、本件再処理工場の最大標的面積を0.04km<sup>2</sup>とし、自衛隊機の過去20年間の墜落事故回数を7回、自衛隊訓練空域以外の日本の国土面積を295,675km<sup>2</sup>、米軍機の過去20年間の墜落事故回数を5回、米軍訓練空域以外の日本の国土面積を372,410km<sup>2</sup>とし、その結果、墜落確率を $(7 \div 20 \div 295,675 + 5 \div 20 \div 372,410) \times 0.04 = 7.5 \times 10^{-8}$ と計算して、 $10^{-7}$ 未満であるから基準を満たすとしている。

### ウ. 日本原燃の評価の誤り

まず第1に、被告が審査基準として用いている航空機落下確率評価基準は、直近の20年間において国内で発生した事故事例を対象とするのであるから、現時点においては、1998年3月から2018年2月までの20年間の事故を対象としてカウントすべきである。そうすると、自衛隊機及び米軍機で最も古い時期に起きた各1件が対象外となる一方で、自衛隊機について4件の事故が追加して対象となるはずである。

第2に、自衛隊機の事故の中には、ヘリ2機の衝突によりヘリが2機とも墜落しているから、墜落は2回と評価すべきである。

この2点を補正すると、直近20年間の対象事故回数が自衛隊機11回、米軍機4回となるため、被告が審査基準として用いている航空機落下確率評価基準に基づく本件再処理工場の自衛隊機及び米軍機の墜落確率は以下のとおり、 $(11 \div 20 \div 295,675 + 4 \div 20 \div 372,410) \times 0.04 = 9.6 \times 10^{-8}$ であり、審査基準において航空機落下を「想定される外部人為事象」として設計上考慮すべきとされている水準の $10^{-7}$ まで、わずかに4%しか余裕がない状態にある。

そして、今後、2019年1月20日までの10か月あまりのうち、あと1回（あるいは、2021年2月13日までの3年近期間に2回）、自衛隊機か米軍機が日本国内の陸地に墜落すると、被告が審査基準として用いている

航空機落下確率評価基準の計算上、本件再処理工場は航空機落下を「想定される外部人為事象」として設計上考慮すべき水準を超えることとなるのである。

被告は、このような状態でも、本件再処理工場を、航空機落下を「想定される外部人為事象」として設計上考慮する必要がない施設として、適合性審査を通すつもりであろうか。

- (3) なお、日本原燃は、本件準備書面陳述後の2018年4月16日、落下影響評価についての対策を盛り込んだ補正申請書を規制委に提出し、目下審査中です。

### 3. 青森県内の反対運動

- (1) 2018年3月11日、なくそう原発・核燃、あおりネットワーク主催の2018年さよなら原発・核燃「3・11」青森集会在、青森市民ホールに800名の市民が参集して開催され、猿田佐世弁護士が「日米原子力協定と核燃サイクルの行方」と題する特別講演をされました。
- (2) 続いて、4月7日、原水禁、青森県反核実行委員会、原告団などが共催した「反核燃の日全国集会」（第33回）が青い森公園で約1000名の参加者の下、小雨交じりの悪天候にもかかわらず盛大に開催され、原告団からは六ヶ所再処理工場撤廃に向けての決意表明がなされました。



2018.4.7 「反核燃」を訴えてデモの出発

- (3) 金曜行動は青森市、八戸市で継続的に行われています。函館地裁の「肩透かし判決」にめげることなく「大MAGROCK」「大間原発反対現地集会」が例年通り7月14、15日に開催されます。

### 4. 次回裁判

- (1) 次回裁判は6月8日の予定でしたが、裁判所の都合でこの日は口頭弁論はなくなり、原告団が申し立てしたf-1、f-2・2a、2a(南) トレンチ及びボーリングの調査結果に関連する文書の送付囑託の採否について検討する進行協議手続に切り変わりました。被告は、上記情報は規制委のホームページから入手可能、資料は膨大などを理由に反対しましたが、原告団は資料の鮮明度確認、全資料の送付の必要性の観点から申立ての採用を要請しています。
- (2) 適合性審査が再開されたものの、可否の結論はいつ出るかは見通しがついていません。これでは、双方の主張が整理されないため、裁判所は、審査終了部分については反論可能なところについては準備書面を提出するように申し入れ、被告は次回には地盤・地質関係の書面を出すと約束しました。裁判長は、裁判所としても、今後の立証計画（証人調べなど）について検討したいと述べられてました。
- (3) 次回期日は、9月14日（金）午後1時30分と指定されました。この調子では証人調べは、大分先になりそうです（先行する被告側の証人調べは計画さえもなされていない現状です）。

いずれにしても、大間原発の函館地裁判決の司法権放棄のような事態を許さないためにも、傍聴体制を強化しなければなりません。よろしくお願いします。

## 「首都圏連続講演会」報告 事務局長 山田清彦

青森で再処理工場の問題について反対の運動をしているつもりでも、首都圏や全国の方には、再処理工場の問題は理解頂けていないのではないか、という思いがありました。

もちろん、3.11の東京電力・福島原発事故後、多くの方が原発問題に目覚め、そして脱原発を求める運動に立ち上がったわけですが、全国規模の集会に全国から集まって来ているのに、「脱原発」の声は上がっても「反再処理」の声は上がらないのを直接見聞きしてきました。

そういう状況の中で、六ヶ所村にはピースサイクルの方々が来訪しており、彼らとは10年以上の付き合いですが、「首都圏で再処理反対の声を広めるにはどうしたらいいのか」ということで、一度相談したいという申し出がありました。そこで、上京の際にタンポポ舎の会議室で相談することになりました。

相談の中では、「やはり映画を作って、全国に配信するのがいいのではないか」という、ちょっとお金が掛かる話になりました。しかし、年金暮らしのメンバーもいて、映画製作の面では、話が拡大する余地がありませんでした。

その後、「タンポポ舎で山田さんが12年前に書いたパンフレットがあるが、今度100回目のパンフレットを作るので、この更新版で若い人に分かり易く作ってはどうか」という提案がありました。

そして、「その完成を待って、首都圏で連続講演会を開いて、パンフレットの販売もしたらどうか」ということで、講演会の日程も3月22、23、24日で4回と決まったのですが、私としては“首都圏の人たちに再処理の問題を知らせる”というところに意義を感じ、その提案を受け入れました。

普段、若い人と話す機会が少ないので、東京で開催された若い人向けの講演会にも伺い、どの程度、原発と再処理について理解されているのかを聴いたりしました。

そうこうしている間に時間が経ち、私の中では『2018年 さようなら原発・核燃、「3・11」青森集会』で販売したいと思っていましたが、文章と写真、データ、図表の起案に手間取り間に合わず、なんとか連続講演会では販売できるように脱稿したはずでしたが、結

局完成したのは3月の下旬でした。

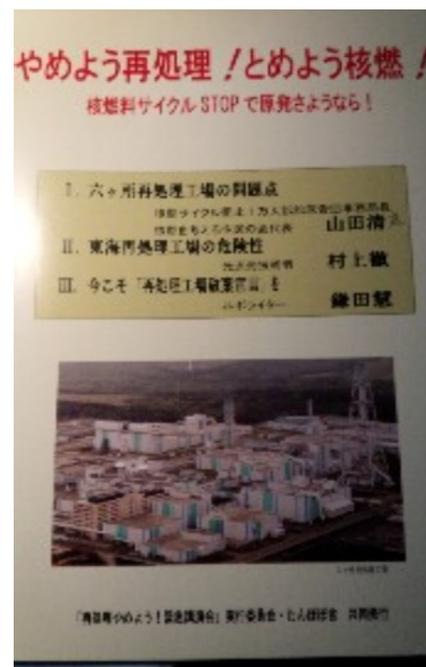
パンフレットは完成しませんでした。講演会は予定通りに、3月22日水道橋のタンポポ舎、23日が松戸市と千葉市、24日が桜木町と、プロジェクトとパソコンを持参して講演しました。

講演会を呼びかける側も高齢化しているので、集まる方々もそれなりに私よりは年上の方も多かったような気がします。日頃は脱原発の運動をしている方々ですので、私の話を聴いて、少しでも再処理工場に関心を持って貰う機会になればと、約90分で問題点を報告してきました。

なお、当初の狙いが、「脱原発の若い人に向けての分かり易いパンフレットを作りたい」ということでしたが、B5判で、私が24ページ、東海村の方が3ページ、鎌田慧さんが1ページ書いています(1冊400円)。首都圏の方でしたら、たんぽぽ舎でお求めいただいた方が送料がかかりませんが、必要な方は送料負担で注文いただければ、振替用紙を入れて山田からお送りします。部数がまとまった方が、送料の負担を減らせます。

ちなみに、6月28～30日までは、札幌、日高、釧路で山田が連続講演会に参加することになりました。

皆さんのお住まいの地域で講演会を企画していただければ、原告団のメンバーを派遣(経費は皆さんでご負担下さい)します。



完成したパンフレット

## 「4・9反核燃の日全国集会」

### 若狭と青森・・・中嶋哲演さん講演

原告 三沢市在住 伊藤和子

2018年4月7日、33回目の「4・9反核燃の日」を迎え、全国市民集会は11時30分から、青森市民ホールで開催されました。

核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会顧問の平野良一さんが久しぶりに元気な姿で参加、「再処理が動かないでいる。私はこうして生きていることを大事にし、みんなとそれぞれができることを見つけ続けていきたい」と挨拶されました。原告団事務局長の山田さんの開会挨拶で集会が始まり、続けて「青森からの報告」がありました。

原水禁国民会議事務局長藤本さんの連帯挨拶後、中嶋哲演さん（福井県小浜市明通寺住職・原子力発電に福井県民会議代表）の「今こそ、若狭と青森はしっかりとつながりましょう」と題した講演がありました。

- ◎「東京は光の海かこの村は核燃施設野の雪あかり」（弘前市Yさん）
- ◎「百万ドル夜景を前にしんと死の灰積もる音を聞きおり」（若狭町Oさん）

初めに、原発現地の思いを2つの短歌で紹介し、若狭にある原発15基の現状と若狭（特に小浜市民）の反対運動について報告されました。

「小浜市民は原発誘致を3回、使用済燃料中間貯蔵施設誘致を2回阻止した。共同・協働の2つを基本に、9の団体で 激論を交わり、原発を作らないと団結したからできた。

文字の入らないシンボルマーク（青・緑・赤3色の円—青は小浜の海・みどりは海を囲む自然・赤は原発の危険と市民の団結の輪）、それが言葉にできなかった人たちをも繋ぐことができたのではないかと紹介。

「原発は過疎地域に押し付け、精神的な負担を与える。生命と生活をおびやかした福島原発事故を事実としてとらえてほしい。被曝労働者は全国で65万人にもなっている。人権を無視した労働者の問題は深刻な状態にある。労働者の権利に則した被曝労働者の実態調査をしてほしい。『原発ゼロ、自然エネルギー推進基本法案』を国会の内外で広めよう」と訴えました。

その後、

- 大間から奥本さんが、3. 19大間原発の判決は脱原発に逆行する。原発の罪は長い間培っ



講演する中嶋哲演さん

てきた地域の間人関係を壊してしまう。福島の事故で何を見て、何を学んだか考えてほしい。

- 大間原発訴訟の会代表の竹田さんは、裁判所（司法）は何をこの間、聞いていたのか、正しいと言う事でなく、問題から逃げている判決だった。怒りでいっぱいです。
- 六ヶ所村の菊川さんからは六ヶ所は核のゴミを押し付けられていると思っていたが、私たちの責任でどうしたらいいのか考えていかなければならない。
- むつ市の栗橋さんは再処理のメドが立たず、むつ市のリサイクル貯蔵施設への搬入が進められ用としていて、不安を感じている。・・・等々の報告と訴えがありました。最後に集会アピールを確認しました。

午後からは、「第33回4・9反核燃の日全国集会」に参加をしました。全国から約1000人の参加があり、基調報告、全国の闘いの報告を聴いて、最後はデモ行進で終わりました。

例年「4・9集会」は寒く、今年も雨が・・・。それでも、デモの時は雨も上がり、参加者全員で「再処理反対」を訴えました。

「原発の再稼働はやめよう！」「核のゴミはどうするの？」「再処理工場はいらない！」など、これからはしっかりと考え、声を上げ続けようと思います。

## ☆☆ 原告団の決意 ☆☆

本日第33回の反核燃の日全国集会に参集された皆様に対し、代表に代り、心からなる感謝と敬意を表し、原告団の決意を述べたいと思います。

六ヶ所再処理工場の操業期間は40年を予定していますが、着工から既に25年、試運転からでも17年も経過しています。再処理計画のずさんさと破綻はこれ一つをとっても明白ではないでしょうか。

反核燃運動も立地受け入れからなんと34年の歳月が流れました。反核運動の風化がささやかれています。

しかし、風化した運動に33回もの長きにわたり県内外から毎回2千人近い同志が結集できるものでしょうか。再処理事業指定の取消訴訟もねばり強く核燃白紙撤回を訴え、適合性審査批判を行っています。

風化したものは、決して、私たちの運動ではありません。再処理工場の1日の維持管理費は3億円と言われています。ところが工場の現状はこれまで1kwの電気も作れなかった老朽化した施設とやる気を失った日本原燃の経営陣と社員であり、つまるところ風化どころか破綻寸前の核燃政策そのものなのです。

今や再処理は風前の灯火です。もんじゅと同じ運命を受け入れるべき時期が到来していると言っても過言ではありません。完工の3年先送りをはじめとして、これを裏付けるいくつかの最近の状況を紹介します。詳細はピラをご覧ください。

- ① 2016年6月 東海再処理工場廃止措置
- ② 2016年12月 高速増殖炉もんじゅ廃炉決定
- ③ 2017年10月 再処理工場完工3年先送り（2021年上期）  
規制委員会の審査中断
- ④ 2017年8月・9月 非常用電源~~タ~~建屋へ雨水流入
- ⑤ 2018年1月 原子力ムラから見離された日本原燃  
電力8社原燃支援縮小（保証料要求）
- ⑥ 2017年7月4日 再処理事業費（コスト）の異常な暴騰  
当初11兆円と言われていた再処理総事業費が再処理機構の発表で13.9兆円（内改修費7300億円）に増額となった。MOX加工工場分（2.3兆円）も加えると16.2兆円。
- ⑦ 2018年1月16日 日米原子力協定自動延長  
米国から六ヶ所再処理の一方的打切り可能に。
- ⑧ 2018年1月16日 原子力委員会余剰プルトニウム対策再検討  
（必要な量のプルトニウムだけを再処理）
- ⑨ 2018年1月 使用済燃料の処理・処分行き詰り  
使用済燃料をむつ市のリサイクル燃料備蓄施設（中間貯蔵施設）へ搬入計画（関西電力）  
→六ヶ所での全量再処理路線の修正

なんで再処理にこだわるのか、使用済燃料は安全性を確保して直接処分すべきです。原発の再稼働は直ちに中止してこれ以上プルトニウムや高レベルを増やしてはなりません。事故が起きてからでは遅すぎます。

どうか、本日全国から参集された皆様におかれましては、職場・地域に戻られた折に、再処理と核燃サイクルの現状を広く報告して下さい。そして今回この集会で示した私たち青森県民の闘う決意を伝えて下さい。

勝利の日が近いことを確信し共に頑張りましょう。



## 自民党改憲草案批判

—憲法9条こそ我が国の象徴である

神奈川県在住 原告 山浦 元

本紙111号で『周知の事実ですが、1975年10月31日、皇居における内外の記者会見で英タイムズ紙記者から自らの戦争責任を問われた昭和天皇は「そういう言葉のアヤについては、よく分かりませんから、お答えができません」と答え、原爆投下について「広島市民に対しては気の毒であるが、やむを得ないこととされています」と述べたのです。天皇を再び国家元首にと画策する極右独裁政権は断罪に値する。現憲法第1章天皇条項の削除と第2章戦争放棄条項の存続を前提としない憲法改定論議は無効です』と記しました。自民党の憲法改正草案（2012年）の第1章天皇の第1条に「天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって・・・」、第3条に「国旗は日章旗とし、国家は君が代とする」とあります。どれほど多くの教員たちが国の理不尽な日の丸・君が代の強制によって苦悩し、処分されたことか。大日本帝国憲法の残滓で時代錯誤の第1章天皇条項を削除することこそ真に憲法改正の名に値する。

ただ、天皇制の残滓が冒頭を汚しているとは言え、平和主義と国民主義の理念に基づく現憲法は、広瀬隆さんが八戸市での講演（本紙101号）で力説したように、決して戦勝国アメリカに押し付けられたものではありません。1945年12月、優れた憲法学者・鈴木安蔵を中心とする憲法研究会が、平和で自由で平等な民主国家を念頭に憲法草案を作成し、毎日新聞に発表しました。それを土台にマッカーサーが民生局に急遽作らせた憲法モデルが連合軍総司令部GHQ草案だったのです。日本政府の最終的な確定草案に明記された主権在民は鈴木ら憲法研究会が求めたものであり、さらに、1945年7月26日のポツダム宣言第11条「日本は、経済を復興し、賠償可能な産業を維持した国家とする。再軍備は許されない」という国際公約が憲法第9条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」に規定されたのでした。これが正確な史実です。

しかし想起しよう。我が国が1945年7月28日の時点でポツダム宣言を黙殺し、戦争の継続を表明したことを。その結果、8月6日、広島に原爆が投下され、8月9日、長崎にも原爆投下、さらに同日、ソ連が日本に対して宣戦布告したのです。直ちにポツダム宣言を受諾していたら、どれほど多くの人命が救われたことか。再び問う、「天皇の戦争責任」は言葉のアヤなのか？ 広島、長崎の原爆投下は「やむを得ないこと」だったのか？

安倍内閣は2014年7月、集団的自衛権の行使

を容認する閣議決定を行い、翌年9月、その武力行使を可能にする新安全保障法制=戦争法を強行採決しました。これを憲法で裏付けようとしているのが自民党草案の第2章安全保障です。いわく「第9条の2：我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。・・・③国防軍は、・・・国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動・・・を行うことができる」すなわち自衛隊～国防軍が米軍らと共に海外で戦闘に参加し得る戦争法は合憲ということになります。地獄に墮ちた大日本帝国憲法の亡霊現わる・・・。

現憲法は第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」で終わっています。すなわち憲法は、国民の人権を尊重し、その権利を守るよう国家権力者に命令し、拘束している、国の最高法規なのです（立憲主義）。然るに自民党草案の最終条項第102条では、国家元首に祭り上げた天皇を上記99条の条文から削除しただけでなく、なんとその前文に「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」と、天皇を元首とする国家権力が国民に憲法遵守を強要し、恫喝しているのです。国民がこの恫喝に屈したら何が起るのか？ 例えば自民党草案の第9条3に「国は主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」とあります。騙されてはいけません。国の主権、領土を「国民と協力して」守るためと称して徴兵制を持ち出してくるのは明々白々でしょう。100%違憲である集団的自衛権や特定秘密保護法を合憲だとうそぶく権力者にとって法の解釈は自在であり、自民党草案総体が擬制そのものです。

自衛隊の存在については司法も判断を避けています。1973年、札幌地裁が「自衛隊は憲法9条が保持を禁じている戦力にあたる」と断定しましたが、札幌高裁は「自衛隊の存在は高度に政治的な問題であり、一見きわめて明白に違憲と言えない場合は、裁判所が判断するものではない」として、自衛隊を違憲とする住民の訴えを退けました。最高裁も然りで、原発関連訴訟で「高度に専門的な問題ゆえ判断不能」とする判決を思い出します。宙吊りになっている自衛隊と個別的自衛権を法的にどう位置づけるかは不可避な課題ですが、戦争法を大前提として第9条に自衛隊～国防軍の設定を企む安倍らの謀略は絶対に許してはならない。

戦後70年余り、まがりなりにも我が国が平穏に保たれたのは第9条戦争放棄条項のたまものです。あらゆる民族、宗教、国家の確執を融和し、止揚しうる第9条の至上至高の平和理念こそ我が国の象徴たるにふさわしい。

(2018年3月 記)

## 六ヶ所核燃などを巡る動き

2018年

- 1 31 日本原燃：再処理工場で、使用済燃料を2020年度末まで新規受け入れしないことを明らかにした。
- 2 3 原告団：事務局会議を開催。
- 9 日本原燃：再処理工場の精製建屋で排ガスを浄化し排出するための排風機1系列が故障したと発表した。
- 14 原子力規制庁：2017年度第3四半期（昨年10～12月）の保安検査結果を公表。日本原燃の再処理工場などで実施している改善活動に対し「今回強化した体制が適切に機能していない状況が確認された」等、さらなる改善の必要性を指摘した。
- 21 青森県：2018年度当初予算案で、県内に原子力施設を立地する電気事業者に課税する県核燃料物質等取扱税（核燃税）の収入を過去最高の約200億3700万円と見込む。核燃税が200億円を突破するのは初めてで、県税収入総額の約14%を占める。
- 27 日本原燃：アレバ新子会社に300億円出資完了と発表。
- 3 2 日本原燃：1日に再処理工場の非常用電源建屋に隣接する地下コンクリート室「配管ピット」に雨水とみられる浸水があったと発表。雨水流入は昨年以降7回目、原因は不明。2017年10月に浸水防止の恒久対策完了を宣言したが、対策の不備が露呈した。
- 9 原告団：核燃裁判。「広い撓曲崖を形成する六ヶ所断層」と「航空機落下確率評価基準の誤りと本件へのあてはめについて」の準備書面2通を提出。
- 9 日本原燃：再処理工場の雨水流入問題で、ピット上に設置した土台の側面に小さな穴が開いているのを見逃し、そこから浸水したと発表した。
- 11 2018年 さようなら原発・核燃、「3・11」青森集会を開催：青森市民ホールに800名の市民が参集、猿田佐世弁護士が「日米原子力協定と核燃サイクルの行方」と題する特別講演をする。
- 13 日本原燃：再処理工場への雨水流入問題に関し、配管やケーブルを通す貫通部で止水措置が講じられていないのが200カ所確認されたものの、安全上重要な施設への影響はないとの再調査結果を公表した。
- 19 函館地裁：電源開発が青森県大間町で建設中の大間原発を巡り、函館市の市民団体が同社や国に建設差し止めなどを求めた訴訟の判決で、「原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査中であり、危険性を直ちに認めることは困難だ」と指摘し、建設差し止めの請求を棄却。
- 22～24 原告団：山田事務局長が首都圏連続講演会を開催。再処理工場についてわかりやすく説明する。
- 26 日本原燃：浜岡原発から低レベル放射性廃棄物960本を25日に埋設施設に受け入れたと発表。
- 4 4 原子力規制委員会：安全管理トラブルで中断している日本原燃の再処理工場について、安全審査の再開を了承。
- 6 日本原燃：再処理工場の雨水浸水が問題で、建屋外壁と、配管ピットの二重ふたを支えるコンクリート製の土台の側壁との接続部などに隙間があったことが原因と考えられると発表。
- 7 「4・9反核燃の日」全国市民集会と第33回4・9反核燃の日全国集会を開催：市民集会は約80名の参加者で青森市民ホールで開催。原水禁等主催の全国集会は小雨交じりの中、約1000名の参加者を得て青い海公園で行い、集会後青森市中心街を「反核燃を訴えてデモ行進した。
- 9 日本原燃：再処理工場の制御他建屋で2017年12月に発生した非常用電源故障は「偶発的な要因」によるものだったと発表。
- 13 青森県と六ヶ所村：日本原燃から事前了解の申し入れがあった再処理工場の凝縮器設置（放射性物質の熱でタンク内の廃液などが沸騰して蒸発する「蒸発乾固」の対策）を了解したと発表。
- 14 原告団：事務局会議を開催。
- 16 日本原燃：再処理工場、MOX加工工場、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設に関する新規制基準への適合審査で、これまでの審査会合で指摘された事項を反映させた補正申請書を原子力規制委員会へ提出。
- 20 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。

## 『2018年 さようなら原発・核燃、「3・11」青森集会』報告(編集後記に変えて)

東京電力・福島原発事故から8年目を迎え、青森市民ホールで約800名が参加し、上記集会在開催されました。

共同代表の鳴海さんが開会挨拶で黙祷を捧げ、脱原発の運動の広がりを訴えました。

その後、猿田弁護士による「日米原子力協定と核燃サイクルの行方」と題した講演があり、この中で、アメリカの日本政府寄りの論調は、日本政府が金を出して作っているという話は衝撃的でした。逆に言えば、そういう政府寄りの論調には気をつけろということです。また、日米原子力協定の破棄を求める運動の継続も訴えられました。

私からは、最近の再処理工場に関する不適切な動きについて、特に原子力規制委員会の審査が日本原燃に対して厳しくなっているが、それを絶えず監視すべき必要性を訴えました。

その後、福島県の大熊町会議員の木幡さんからのビデオメッセージ、函館市の竹田さん、大間町の奥本さん、むつ市の櫛部さん、六ヶ所村の菊川さんからの各地報告が続き、集会最後に、決議文を採択し、共同代表の大竹さんが閉会挨拶をして集会を終えました。その後デモ行進をし、県庁前で「原発再稼働反対」「再処理絶対反対」を訴えました(山田 記)。



2018.3.11

デモの最終地・青森県庁を囲んで  
共同代表の大竹氏の挨拶

### 会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、2018年度会費納入の振込用紙を同封いたしました。何卒よろしくお願ひします。

## お知らせ

### 第11回大間原発反対現地集会& 大MAGROCK VOL.11

日時：2018年7月14日(土)～15日(日)  
詳細は同封チラシをご覧ください。

### 核燃裁判

日時：2018年9月14日(金) 13:15～  
場所：青森地方裁判所

### 原告団総会

日時：2018年9月14日(金) or 15日(土)  
詳細は未定です。決まり次第  
お知らせします。

### 「核燃料サイクル制作の中止を求めて」 渡辺謙一(仏在住)講演会

日時 2018年6月9日 18:00～  
場所 青森市民ホール

詳細は後日、チラシ等でお知らせ

**カンパを戴いた方々です(敬称略)。  
ありがとうございました。**

**「個人情報保護のため、  
お名前の公表を控えます。」**

### 支援者・サポーター募集中！！ 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9  
浅石法律事務所内  
TEL/FAX 0178-47-2321  
郵便振替：02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

支援者/年間6000円(購読料共)

サポーター/年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>

今回のニュースから、事務局で編集・印刷  
をしています。読みにくいところもあると思  
いますが、不慣れをお許し下さい。